

# 商工もばら

商工もばら 第552号  
 (毎月1回発行)  
 発行所: 茂原商工会議所  
 茂原市茂原443番地  
 tel.22-3361(代)  
 発行責任者: 河野万由美  
 編集責任者: 石橋 佑亮

茂原商工会議所アドレス  
<http://www.mobara-cci.or.jp>



2020 12  
 December



商工会議所

茂原商工会議所で検索!!

さらに充実した内容となっておりますので、ぜひご覧ください!!

茂原商工会議所 検索

■会員数 / 1171事業所  
 (令和2年10月31日現在)

## 味覚の豊富な食欲の秋

日中のほかほかとしたお日さまがより暖かく感じられるほど、朝晩の冷え込みに晩秋の気配が深まる頃となりました。

さて、秋と言えば『食欲の秋』。言葉の通り秋は食材が豊富で食べる楽しみが多く「味覚の秋」とも言われます。しかし、四季のある日本では四季折々の味覚があり、どの季節も豊富な食材を楽しむことができるのに、何故『秋』が食を代表する季節なのかご存じですか?

「秋はおいしい食材が多いので食欲の秋です!」と思っている方、間違いです!

何故秋が『食欲の秋』と呼ばれるようになったのか?それは、人間の体と大きく関わってきます。人間は寒い冬になる前、体温や体力を保つため冬支度として秋になると食欲が増すようで、これは人間や動物の本能なんです。

暑い夏でバテた体の不調を取り戻すため、涼しくなった秋には自然と食欲が増すようで、そこから秋は『食欲の秋』と言われるようになったそうです。

そのため、『冬は太る』というも、冬は動かないからではなく秋に食べた分が脂肪となるからなんだそうです。

そんな食欲の湧き出る季節ですが、みなさん『GoToEAT』は利用していますか?

本事業はプレミアム付き食事券の発行やポイント還元を実施することで、飲食店や食材を提供する農林漁業への影響の改善や支援することを目的としていますが、利用者側にもメリットが満載で、いつもよりお得に食事が楽しめます!

茂原市内でも続々と利用できる加盟店舗が増えていきますので、経済復興に貢献しつつ、『食欲の秋』を楽しんでみてはいかがでしょうか?

■GoToEAT  
 利用者向HP  
 はこちら⇒



■事業者向HPは広報内P7  
 をご参照ください。

### outline

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に向けた  
 施策・支援策一覧(11月9日時点) 他.....2
- インフォメーション.....6

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に向けた **施策・支援策一覽** (11月9日時点)

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者向け施策一覽について

■ **新型コロナウイルス感染症関連ホームページ**

URL(国・経済産業省)⇒<https://www.meti.go.jp/covid-19/>



**融 資**

■ **新型コロナウイルス対策マル経融資(国:日本政策金融公庫)**

商工会議所による経営指導を受けた小規模事業者に対し、日本政策金融公庫等が融資を行うマル経融資制度において、新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少した事業者向けの別枠融資制度。

対象事業者	①最近1カ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した小規模事業者 ②前年及び前々年の同期との比較が望ましくない場合であって、最近1カ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方 A.過去3カ月(最近1カ月を含む。)の平均売上高 B.令和元年12月の売上高 C.令和元年10月~12月の売上高平均額 ③市内で1年以上事業を営み、6カ月以上前から商工会議所の指導を受けている方		
限度額	1,000万円(別枠)	返済期間	<設備>10年以内(据置4年以内) <運転>7年以内(据置3年以内)
利息	当初3年間は1.21%(10月1日現在)⇒0.31%(-0.9%) 4年目以降は経営改善利率	お問合せ先	茂原商工会議所 TEL 0475-22-3361

■ **新型コロナウイルス感染症特別貸付(国:日本政策金融公庫)**

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。各公庫の既往債務の借換も可能な融資制度。

「日本政策金融公庫HP」⇒



対象事業者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方。 ①最近1カ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方。 ②業歴3カ月以上1年1カ月末満の場合、または店舗増加や合併など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業(ベンチャー企業、スタートアップ企業を含む。)など、前年(前々年)同期と単純に比較できない場合は、最近1カ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方。 A.過去3カ月(最近1カ月を含む。)の平均売上高 B.令和元年12月の売上高 C.令和元年10月~12月の売上高平均額		
限度額	<中小事業> 6億円(別枠) <国民事業> 8千万円(別枠)	返済期間	<設備> 20年以内(据置5年以内) <運転> 15年以内(据置5年以内)
金利	<中小事業>当初3年間 1.11%⇒0.21%(4年目以降基準金利)<国民事業>当初3年間 1.36%⇒0.46%(4年目以降基準金利) ※金利は10月1日時点、貸付期間5年の場合、信用力や担保の有無にかかわらず一律 ※利下げ限度額<中小事業> 2億円 <国民事業> 4千万円		
お問合せ先	日本政策金融公庫 千葉支店 <中小事業>TEL 043-243-7121 <国民事業>TEL 043-241-0078		

■ **特別利子補給制度(実質無利子化)(国)**

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者のうち、売上高が急減した事業者などに対して、最長3年間分の利子相当額を一括で助成します。公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対象となります。

適用対象	日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者で、特別貸付等借入申込時点の最近1か月又はその後2か月の3か月間のうちいずれか1か月と前年又は前々年同月の売上を比較し、以下の要件を満たす方。 ①個人事業主(事業性のあるフリーランス含む、小規模に限る):要件なし ②小規模事業者(法人事業者):売上高▲15%減少 ③中小企業者(上記①②を除く事業者):売上高▲20%減少		
対象期間	借入後当初3年間(最長)	補給対象上限	<中小事業>2億円 <国民事業>4千万円 ※利子補給上限額は新規融資と公庫の既往債務借換との合計金額
お問合せ先	(独)中小企業基盤整備機構 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 TEL 0570-060-515(平日・休日 9:00~17:00)		





## 給付金・支援金

### ■ 持続化給付金(国)

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

農業・漁業・製造業・飲食業・小売業・作家・俳優業など幅広い業種の方が対象となりますので、本制度の活用をご検討ください。

対象事業者	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、その他各種法人 ※6月29日から「主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者」、「今年1月から3月の間に創業した事業者」も新たに支援対象となりました。		
条件	①新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。 ②2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。 ③法人の場合は、(I)資本金の額または出資の総額が10億円未満又は、 (II)上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下である事業者。		
給付上限額	<法人>200万円以内 <個人>100万円以内 ※但し、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。	お問合せ先	持続化給付金コールセンター ●2020年8月31日(月)以前に申請された方 直通番号 0120-115-570・IP回線 03-6831-0613 ●2020年9月1日(火)以降に新規申請された方 直通番号 0120-279-292・IP回線 03-6832-6631
各種リンク先	持続化給付金には、申請の時期に合わせて2つのホームページがあります。 2020年8月31日(月)以前に申請された方はこちら <a href="https://www.jizokuka-kyufu.jp/index2.html">https://www.jizokuka-kyufu.jp/index2.html</a>  2020年9月1日(火)以降に新規申請される方はこちら <a href="https://jizokuka-kyufu.go.jp/">https://jizokuka-kyufu.go.jp/</a> 		

### ■ 家賃支援給付金(国)

新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する事を目的として、テナント事業者に対して「家賃支援給付金」を支給します。

対象事業者	テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等		
条件	5月～12月において以下のいずれかに該当する者 ①いずれか1カ月の売上が前年同月比で50%以上減少している事 ②連続する3カ月の売上が前年同月比で30%以上減少している事		
各種リンク先	家賃支援給付金HP URL⇒ <a href="https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html">https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html</a> 	家賃支援給付金ポータルサイト(申請等)	URL⇒ <a href="https://yachin-shien.go.jp/">https://yachin-shien.go.jp/</a> 
申請サポート会場	会場：茂原商工会議所 3F(役員室) ※完全予約制の為、事前に上記ポータルサイト、コールセンターより予約受付を行ってください。	お問合せ先	<給付金に関する相談・お問合せはこちら> フリーダイヤル：0120-653-930(平日・土日祝 8:30～19:00) <給付金の申請サポート会場予約はこちら> フリーダイヤル：0120-150-413(平日・土日祝 9:00～18:00)

申請時の直近の支払賃料(月額)に基づいて算出される給付額(月額)を基に、6か月分の給付額に相当する額を支給。


給付額			給付額(月額)	
	法人	個人	上限額	支払賃料
	法人	600万円	75万円以下	支払賃料×2/3
			75万円超	50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円(月額)が上限
	個人	300万円	37.5万円以下	支払賃料×2/3
			37.5万円超	25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円(月額)が上限



## 給付金・支援金

### ■ 千葉県中小企業再建支援金(千葉県)

新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けた中小企業等が行う、3つの「密」の防止、飛沫感染・接触感染の防止等の感染症予防対策や、休業した事業者の営業再開に向けた周知、感染予防のための設備や消耗品類の整備、テナント料の負担などを総合的に支援するため、売上が大きく減少している事業者に対して支援金を給付します。

対象事業者	中小企業者(中小企業基本法による定義)であり、以下のいずれかに該当する事業者 ①1月以降の売上が前年同月と比較し50%以上減少している事。 ②6月以降の連続する3カ月の売上が、前年比で30%以上減少する事業者 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき休業等の要請を行った施設を有する者は要請に応じている事。 ※現在、制度改正に伴う要領改正及びシステム改修を行っており、受付を停止しています。開始時期や制度の詳細が決まり次第、下記サイトよりお知らせします。		
支援金額	最大40万円 ※詳細は右特設サイトをご覧ください。	千葉県中小企業再建支援金特設サイト URL⇒ <a href="https://www.chiba-shienkin.com/">https://www.chiba-shienkin.com/</a>	
お問合せ先	千葉県中小企業再建支援金相談センター TEL 0570-04-4894		

### ■ 茂原市中小企業再建支援金(茂原市)

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している事業者に対し、事業の再開や継続を支持するため、支援金を給付しておりますが、千葉県中小企業再建支援金の申請期限が延長されたため、茂原市中小企業再建支援金につきましても、以下のとおり申請期限を延長します。

対象要件	次の全ての要件を満たしている必要があります。 ・「千葉県中小企業再建支援金」の交付を受けていること。 ・茂原市内に主たる事業所を有している中小企業者および個人事業主であること。 ・「茂原市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の交付を受けていない事業所(施設)であること。		
支援金額	1事業者につき10万円(1回限り)	各種 リンク先	オンライン申請はこちらから <a href="https://amarys-jtb.jp/mobara/">https://amarys-jtb.jp/mobara/</a>
申請方法	オンライン申請または郵送 ※本支援金事務は、一部業務を市から(株)JTB千葉支店に委託しています。		
申請期限	令和3年2月26日(金)16時00分まで	お問合せ先	茂原市役所商工観光課 TEL.0475-20-1528 FAX.0475-20-1604

## 助成金・補助金

### ■ 小規模事業者持続化補助金《コロナ特別対応型》(国)

小規模事業者持続化補助金(一般型)は、小規模事業者の販路拡大等のための取組を支援する者ですが、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う販路拡大などの取組を支援する「コロナ特別対応型」も設置されています。

対象者	小規模事業者等	補助率	2/3(下記B・Cに該当する場合は3/4)	
補助事業	補助対象経費の1/6が、 A:サプライチェーンの毀損への対応 B:非対面型ビジネスモデルへの転換 C:テレワーク環境の整備 のいずれか(複数可)の要件に合致すること。			
特徴	上記要件A/B/Cの取り組みについて評価が高いものから順に採択される。 2020年2月18日以降に発生した経費は遡及適用される。	申込締切	第5回 2020年12月10日(木)【必着】	
事業再開枠	業種ごとのガイドラインに基づく感染拡大防止の取組を行う場合は、定額補助・上限50万円を上乗せされます。 【対象経費】①消毒 ②マスク ③清掃 ④飛沫対策 ⑤換気 ⑥その他衛生管理 ⑦PR			

## 助成金・補助金

### ■雇用調整助成金の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置(国)

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するものです。

特例対象事業者 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全事業主)

お問合せ先 最寄りの都道府県労働局又はハローワーク  
 〓千葉県労働局〓TEL 043-221-4393  
 〓茂原ハローワーク〓TEL 0475-25-8609

各種リンク先 厚生労働省「雇用調整助成金に係る特例措置内容について」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)  
 【特例措置の内容】・助成内容・対象の大幅な拡充・受給要件の更なる緩和・活用方法等



## 女性会だより

### 千葉県商工会議所女性会連合会広域活動ブロック事業「講演会」に参加



講演会の様子

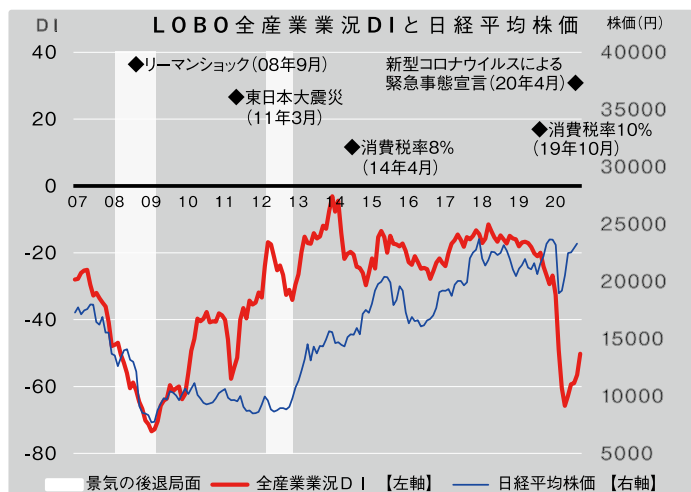
11月2日(月)に茂原商工会議所2階大会議室に於いて、県商女連広域活動ブロック事業である講演会を今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の為、オンラインにて10名で参加しました。参議院議員有村治子氏を講師に招き「コロナ禍において習慣を味方につける」と題し、今後の日常習慣の考え方などをクイズ形式を取り入れた講演を視聴しました。

また、各女性会より近況報告・今後の活動についての発表があり、当女性会の今後の活動について参考となりました。

## 商工会議所LOBO(早期景気観測) 2020年10月調査結果

### 業況DIは、持ち直しの動きもまだら模様 先行きは慎重な見方も、回復への期待感続く

- 全産業合計の業況DIは、▲50.2(前月比+ 6.3ポイント)
- 新型コロナウイルスの影響が長期化する中、巣ごもり需要の拡大に下支えされた飲食料品関連が堅調なほか、東京が追加された Go To トラベルや Go To イートの政策効果により宿泊業、飲食業でも利用客の増加がみられた。また、オンライン会議の普及などによるデジタル投資の増加を受け、電子部品製造業やソフトウェア関連で受注が伸びているほか、中国向けを中心に生産が回復しつつある自動車関連でも持ち直しの動きが続く。一方、衣料品や化粧品をはじめ、不要不急の商品を買い控えるなど、一部では消費者の生活防衛意識の高まりを指摘する声も聞かれており、コロナ禍からの回復に向けた動きはまだら模様の状況が続く。
- 先行き見通しDIは、▲38.0(今月比+12.2ポイント)
- 雇用維持や家賃負担軽減のための助成金など、政策効果が剥落した後の経営悪化や都市部から地方への感染再拡大への懸念が続く。一方で、年末年始を含む旅行需要の回復やGo To商店街などによる消費喚起への期待感もうかがえる。また、海外向けの自動車関連や、5G向けなど半導体関連、中国向けの工作機械の持ち直しに期待する声も聞かれた。



業況DI(※DIは「好転」の回答割合-「悪化」の回答割合)

	2019年		2020年					先行き見通し 11~1月
	10月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
全産業	▲24.1	▲65.8	▲62.8	▲59.3	▲59.0	▲56.5	▲50.2	▲38.0
建設	▲7.9	▲37.7	▲35.0	▲34.8	▲34.9	▲30.7	▲25.8	▲28.1
製造	▲25.3	▲69.9	▲72.6	▲70.6	▲69.6	▲68.3	▲63.9	▲39.1
卸売	▲26.9	▲62.9	▲61.6	▲59.5	▲56.7	▲51.2	▲47.8	▲36.3
小売	▲38.6	▲70.0	▲60.4	▲53.4	▲53.2	▲52.5	▲45.3	▲43.9
サービス	▲20.4	▲77.6	▲73.4	▲68.4	▲70.2	▲67.8	▲57.2	▲39.3

制度改正に伴う専門家派遣等事業 **新型コロナウイルス感染症への政府の支援施策活用セミナー**

**セミナー① WITHコロナにも対応 IT化で働き方改革**

テレワークや遠隔商談を積極活用し、疫病や震災や水害による出社不能時や活動自粛に耐えうる働き方改革。

新型コロナウイルスや震災や風水害などの災害のような緊急事態に対応するには、IT活用が最も効果的です。企業やお店の緊急事態をIT活用で乗り切る方法をわかりやすくお伝えします。IT活用による働き方改革は従業員と企業の負担を大幅に減らすとともに、安定した経営への最初の一步となります。社員が出張や営業に出られない時、出社できない状態に陥った時でも、売上や日々の業務に支障が出ないような強い体制を、この機会に作ってみませんか？



内容

- ・政府の新型コロナウイルス感染症関連支援策
- ・中小企業でも適用が開始の働き方改革とは？
- ・クラウドサービスでデータを共有して効率化
- ・社内や社外コミュニケーションのSNS活用術
- ・ZOOM や Skype を使ったテレビ電話の活用法
- ・会社のパソコンをタブレットで遠隔操作する
- ・会計、業務や勤務の管理をオンラインで行う
- ・AI(人工知能)やIoTによる業務の改善と高速化
- ・テレワークで注意が必要なセキュリティ対策
- ・緊急時に備え用意すべき機器やサービス一覧

日時：11月27日(金) 18:00~20:00

講師：イーンスパイア(株)代表取締役 ネットビジネスアナリスト  
長岡造形大学 情報リテラシー講師

よこた しゅうりん  
**横田 秀珠氏**

**セミナー② WITHコロナ時代 オンライン・ソーシャルディスタンスでも印象に残る 新しい働き方に対応した お客様に信頼される話し方**

〈話し方で信頼を作り成果を上げる〉

コロナウイルスの流行により減少した売上を少しでも挽回するためには、より一層の工夫が必要です。政府も様々な支援策を講じて対策に当たっています。コロナ禍でソーシャルディスタンスが常態化し、オンラインによる会議の増加や距離を保つ中でのお客様の接客、時代は安全も安心も求めるようになりました。

Withコロナ時代に選ばれるためには、貴社の商品・製品やサービスの安全性のみならず、あなたという「人」からも安心感、信頼感を与えることが求められます。

そこで出てくるのが“話し方”。“話し方”はそれひとつで、相手に与える印象ガラッと変わります。信頼感の醸成にも影響を与える重要なスキルです。「信頼される話し方」について学びたい方や「人前で話すのが苦手…」「分かりやすく人にものを伝えるのが不得意」「安心感を与える話し方を手に入れたい」などお考えの方、ぜひお気軽にご参加ください。



内容

- ・政府の新型コロナウイルス感染症関連支援策
- ・新しい働き方として求められている～テレワーク・オンライン～
- ・テレワークに有効なオンライン上での話し方のポイント
- ・信頼される話し方、聞き方とは
- ・印象がぐっと良くなる話し方 ～信頼の第一歩は「第一印象」～
- ・ソーシャルディスタンスを保っても伝わる話し方

日時：12月4日(金) 18:00~20:00

講師：オフィスコトノハ代表 フリーアナウンサー 話し方講師

**高山 ゆかり氏**

- ◆会場：茂原商工会議所 会議室 ◆受講料：無料 ◆定員：20名(先着順 ※定員になり次第締め切らせていただきます)
  - ◆対象者：小規模事業者・中小事業者 ◆お問合せ：茂原商工会議所 中小企業相談所 TEL.22-3361
  - ◆申込：電話、または、下記申込書に必要事項を記入してFAXいただくか、商工会議所ホームページよりネット申込が可能です。
- ※ご参加の際は「マスクの着用」をお願いいたします。また、体調不良や発熱等がある場合にはご参加をお控えください。

茂原商工会議所 行  
FAX送信先 23-7895  
TEL 22-3361

**【セミナー受講申込書】**

◎ご記入いただきました個人情報につきましては、本セミナー開催の目的以外には使用いたしません。

希望するセミナーを ○で囲んでください。	セミナー① 11/27(金) IT化で働き方改革 ----- セミナー② 12/4(金) 新しい働き方に対応した お客様に信頼される話し方		
事業所名			
所在地	〒	-	
TEL	-	-	FAX - -
受講者氏名	受講者氏名		